

第35期第2回研究会「出版ビジネスの観点から考える少年事件とメディア倫理」（メディア倫理法制研究部企画）終わる

日 時：2016年3月10日（木）18:00～20:00

場 所：一般社団法人 日本新聞協会 8階会議室

報告者：石井 昂（株式会社 新潮社 常務取締役）

司 会：上原 伸元（東京国際大学）

参加者：17名

記録執筆者：玉川 博章（日本大学）

少年によるセンセーショナルな事件が発生する度に「少年法」の保護規定の是非や報道のあり方を巡る議論が起こっている。2000年2月には、1998年の堺市通り魔殺人を報じた『新潮45』の実名報道について、「社会の正当な関心事で凶悪重大な事犯については、表現内容に問題がなければ一概に違法としない」という判決が大阪高裁で下された。また2015年には、神戸児童連續殺傷事件（1997年）の加害者「元少年A」が手記『絶歌』を出版し、出版倫理の観点から議論を呼んだ。本研究会では上記裁判の当事者である『新潮45』元編集長の石井昂氏を報告者に迎え、出版ビジネスの観点から見た少年事件とメディア倫理などについて討議した。

報告者からは冒頭、堺市通り魔事件の実名報道についての経験を踏まえて、概略以下の報告があった。

『新潮45』編集長として、著者も同意の上で、顔写真を載せ実名を記したルポルタージュの掲載に踏み切った。少年法61条により、少年事件は何が起きたのか詳細が報道されず、被害者側にも知らされない。そんな状態に一石を投じるべく、事件概要や少年の家庭環境を詳細にレポートする意図があった。この法律には罰則規定がないが、報告者と著者は、人権派弁護士によって加害者少年の名誉毀損事案として、提訴（民事）と告訴（刑事）がなされた。民事の一審では敗訴したが、二審の大坂高裁においては逆転勝訴となつた。ちなみに68人の人権派弁護士が名を連ねた告訴は大阪地検特捜部が不起訴にした。

当時、『フォーカス』における少年Aの顔写真掲載があり、少年犯罪の実名報道は、新潮社が会社ぐるみでしているのではないか、という指摘が多かった。だが、それは明らかに事実と異なる。新潮社の場合、編集権は独立した各編集部にあり、時の首相であろうと自社の社長であろうと、いかなる権力の介入も受けない原則が守られている。

2000年2月の判決以降、少年法も少しづつ改正されてきた。2001年以降、少年法に16歳以上の原則逆送致の規定ができ、地裁等での被害者家族の傍聴も可能となった。

しかし、少年法61条については議論されることも少なく改正もされず、記事掲載ができないままである。少年法61条は、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者について」の推知報道を禁止している。家裁の審判に付された事件については61条の精神を堅持してもよいが、殺人など凶悪な犯罪によって逆送致された事件については、その対象から外すべきだ。

商業主義的に雑誌を売るために実名報道がされているとの批判があるが、的外れだ。例え週刊誌の一号が通常より売れたとしても、出版社全体の利益にはつながらない。販売拒

否などのリスクを考慮すれば、売らんかなという姿勢のみで実名報道を決断することは出来ない。そのノンフィクションが文芸的な側面も含めて、掲載する価値がある作品かどうかによって報告者は判断している。

神戸児童連続殺傷事件の加害者「元少年 A」の『絶歌』については、文芸作品としての出来も劣悪で、新潮社に原稿が持ち込まれても出版は認めなかった。殺人犯の手記は、まずもって倫理的に問題があり、作品として完成度が高いことや公益性などの理由がなければ出版すべきではない。その一方で、他の出版社、編集者の考えでする出版を規制することはできない。

以上の報告を踏まえて、2015 年に為された少年事件の実名報道の反響や、週刊誌報道と文芸的価値との関係などについて、参加者から質問があった。また、『絶歌』のようなケースで、出版の可否を決めるにあたっての倫理的基準のようなものを出版界全体でつくれないか、との問題提起があった。これについて報告者は、出版する／しないの判断基準は明文化されるものではなく、長い経験で培われた編集者としての眼力で判断するしかないと思答した。

以上